

【監査法人のガバナンスコードの適用状況】

原則	指針	適用状況	備考
原則 1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	1－1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	適用	公共的役割の認識と品質最優先の方針を法人の価値基準の一つとして掲げている。 （クレド【品質最優先】の項） それを実現するために法人構成の間で適切に役割と責任を分担して業務管理体制の整備を行っている。理事長は法人構成員の範となるように自ら当該価値基準に沿った行動をとるとともに、構成員に対して繰り返し品質に関するメッセージを伝えている。また、品質管理システムに関するPDCAサイクルを整備し持続的な品質向上を図っている。
	1－2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	適用	法人の構成員が保持すべき価値基準としてクレドを定めている。
	1－3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	適用	職業的専門家としての誇りをもって業務にあたることができるように、という観点も踏まえてクレドを定めている。（クレド【信頼と検証】【誇りとやりがい】【高度な人間性】【人間心理の理解】【ビジネスの理解】の項） 理事長は当該価値基準に沿った行動を人事上の評価基準としている。
	1－4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	適用	クレド【コミュニケーション】【チームプレイ】の項において議論の重要性や構成員の知見を集めて業務にあたることの必要性を強調している。
	1－5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	適用	当法人が対象とする比較的規模の小さい上場企業の会計監査業務の実効性を高めるためには、専門的知識のみならず、高い人間性、ビジネスや人間心理に関する洞察力が必須であると考えている。これらを涵養するために非監査業務に従事することや副業でビジネスの実施主体となることは極めて有効性が高いと考えており、積極的な関与を推奨している。 これらの知見・能力を生かして会計監査業務を通じて公益に貢献することが、職業的専門家としての誇りややりがいにつながるものと考えており、結果的に実質的な独立性確保を担保するものであるとの考え方に拠っている。 倫理規則等の遵守は当然ながら厳格に求めているが、上述のような状況が実現されることで、倫理規則等の遵守が実効的なものになると考えている。
	1－6. 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	適用	税理士法人なぎさ総合会計事務所とグループ経営をおこなっている。当法人の社員が当該法人の社員を兼務している。なお、監査品質のマネジメントに関する年次報告書の2（5）財務基盤の項において税理士法人なぎさ総合会計事務所との関係性等について記載している。

【監査法人のガバナンスコードの適用状況】

原則	指針	適用状況	備考
原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	2－1. 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	適用	社員のうち、理事長と品質管理担当責任者をマネジメント機関と位置付けている。両者についてはマネジメントの各機能を果たすことができるように、監査業務等の業務の執行への関与は限定的なものとなるように社員間での役割分担や業務へのアサインを行っている。
	2－2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 1）監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 2）監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 3）法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 4）監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	1）適用 2）適用 3）適用 4）適用	1）品質管理体制として、専門的見解の問合せに関する事項、監査上の判断の相違に関する事項に関する体制を整備し運用している。監査業務ごとに適格性や客観性を考慮して審査担当者を選任しており個別監査業務別に適切な時期に審査担当者による審査を実施している。重要な事項については社員会において審査することとしている。 2）監査業務実施のための諸規程やマニュアル・様式等により環境は整備されている。経営者や監査役等とのコミュニケーションを含め、あらゆる場面で直接のコミュニケーションを重視し、相互信頼に基づき率直で深度ある意見交換ができるようにしている。 3）上記1－5に記載した考え方にに基づき、人材育成や人事評価等を行っている。 4）IT監査の専門家については経験豊富な非常勤公認会計士1名を有しており、現状の業務上不足はないが、今後は当該専門家の補充を検討している。 各種IT関連機器及びIT関連ソリューションについては信頼性の高い大手ベンダー等の助言を受けつつ導入をおこなった。監査法人という業種の取り扱う情報の性質上、情報セキュリティ、特に機密性には十分に留意している。情報セキュリティの専門家と業務委託契約を締結し、専門家としての助言を提供してもらうとともに、情報セキュリティに関する諸規定の運用状況のモニタリングを委託している。情報機器等の環境面については、非常勤者を含むすべての監査従事者に監査用PCを貸与し、一元的にセキュリティレベルを管理するとともに、サイバーセキュリティリスクに対応する各種機能を備えたセキュリティソリューションを導入している。また、情報の機密性を確保しながらクラウドファイルサーバを活用している。このように情報の機密性を最優先しながら、今後、電子監査調書システムを含む、利便性や効率化を図るためのITソリューションの導入も進めていく予定である。
	2－3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	適用	理事長は長年のコンサルティング業務の経験等から経営機能を果たしうる能力と意欲を有している。また、品質管理担当責任者は理事長の考え方をよく理解したうえで、理事長に率直に意見具申しうる関係性を有し、ビジネスの経験も有しており、経営機能を果たしうる能力を有している。

【監査法人のガバナンスコードの適用状況】

原則	指針	適用状況	備考
原則 3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	3－1. 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	適用	理事長、品質管理担当責任者に独立第三者を加えてコンプライアンス委員会を設置している。
	3－2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	適用	経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を強化するため、2024年10月に独立第三者の選任・設置した。独立第三者は財務省OBであり監査法人及びクライアントから独立した立場を確保しており、米国公認会計士の資格も有し監査制度への知見も有している。独立第三者は社員会及び理事会から独立したコンプライアンス委員会の委員にも就任している。
	3－3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	適用	コンプライアンス委員会の役割、独立第三者の役割については左記に示されたものと同様のものとしている。
	3－4. 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである	適用	社員会において業務執行状況の報告は詳細に行っており、社員会での協議内容は適切に独立第三者に共有されている。

【監査法人のガバナンスコードの適用状況】

原則	指針	適用状況	備考
原則 4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	4－1. 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	適用	社員会において業務執行状況の報告は詳細に行っており、社員会には経営機能を担う理事長と品質管理担当責任者は参加している。 監査業務は社員5名と常勤の会計士2名、非常勤の品質管理担当補佐1名を中心とした執行体制となっており、常勤の会計士2名と非常勤の品質管理担当補佐は社員会にも出席している。社員会では会計監査に関する業務の執行状況の報告や品質向上に向けた意見交換や議論を活発に行っている。非常勤職員に対しては各業務執行社員や常勤会計士らとの監査現場でのディスカッションを通じて情報共有や品質向上に向けた意見交換や議論が行われている。 また、非常勤を含めた全監査従事者と定期的に直説コミュニケーションをとる機会を設けている。
	4－2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	適用	クレドとして当法人の構成員としての判断行動基準を示しているが、その中には構成員の士気を高めることの重要性が考慮されている。 クレドに示された基本的考え方を基礎として、人材育成の方針は品質管理規程及びその細則において、人事管理・評価及び報酬に係る方針は昇進報酬規程に定めている。
	4－3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	適用	法人の方針として、監査実務や関連法令等の知識経験だけでなく、ビジネスそのものに対する知見や、人間心理に対する洞察力を高めることを重視している。 これらの方針のもと、非監査業務への従事や、ビジネスの主体となるような副業も推奨している。 幅広い知見や経験をすべての構成員ができるわけではないので、様々な経験や知見を持った構成員が集まり、それらがチームとして仕事をする事でチームとしての能力を発揮するとともに構成員相互の能力向上につながることを企図している。
	4－4. 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	適用	法人の理念に従い、経営陣とのコミュニケーションは重視している。なお、形式的なコミュニケーションでなく深度ある意見交換や議論をするためにも、経営者との信頼関係構築が必要であり、そのためには高い人間性とビジネスに関する深い知識も必要になると考えている。
	4－5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	適用	内部通報規程を設けている。またホームページ上に「ホットライン」として通報窓口を設けている。なお通報者にとって不利益とならないように対応することとしている。

【監査法人のガバナンスコードの適用状況】

原則	指針	適用状況	備考
原則 5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	5－1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	適用	監査品質のマネジメントに関する年次報告書を作成し、公表することとしている。
	5－2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・ 監査法人における品質管理システムの状況 ・ 経営機関等の構成や役割 ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについて の考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	適用	監査品質のマネジメントに関する年次報告書には先の内容を含めている。

【監査法人のガバナンスコードの適用状況】

原則	指針	適用状況	備考
	5－3. グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	適用	税理士法人なぎさ総合会計事務所とグループ経営をおこなっている。当法人の社員が当該法人の社員を兼務している。なお、監査品質のマネジメントに関する年次報告書の2（5）財務基盤の項において税理士法人なぎさ総合会計事務所との関係性等について記載している。
	5－4. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	適用	監査役等のコミュニケーションや経営者とのコミュニケーションにおいて独立第三者からもたらされた意見等を含めることとしてる。また、マネジメント報告書等の内容等について独立第三者から意見を入手することとしている。
	5－5. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	適用	法人のガバナンスの状況及び品質管理システムのモニタリングと改善プロセスの責任者を選任している。ガバナンスコードの適用状況については品質管理システムにのっとり、社員会における評価や独立第三者の評価を踏まえ、継続的改善を図ることとしている。
	5－6. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	適用	上記5－4及び5－5に記載した取組から得られた有益な情報や評価結果は社員会にフィードバックされることとしている。